

続いて、第6の柱

『協働・共創による持続可能なまちづくり』について申し上げます。

まず、協働・共創のまちづくりにつきましては、その第一歩として、SNSや映像を活用し、時代に即したより分かりやすい市政の情報発信に努め、市民と情報の共有を図りながら、相互の理解を深めてまいります。

また、まちづくりセンター単位で開催しております市民と語る会や、各種ワークショップの開催により、市民の方々が、市政やまちづくりに対し、気兼ねなく意見や考えを言えることのできる場を、積極的に設けてまいります。

あわせて、より多くの市民の方々に、「協働」・「共創」についてご理解いただき、行政と一緒に、まちづくりに取り組んでいただけるよう、これからのまちづくりの考え方や、進め方を見える化した「協働・共創のまちづくり推進指針」を策定してまいります。

小さな拠点づくりにつきましては、研修会の開催などを通じて、まちづくりへの機運醸成と市民参画を進めるとともに、地域住民が主体となった「地域運営組織」の構築や、その育成を支援してまいります。

なお、まちづくりセンターにつきましては、老朽化や耐震化の対策が必要な施設について、計画的に整備・改修を行うとともに、新年度は、富山まちづくりセンターの移転に向けて、旧富山小学校を活用した施設整備を行ってまいります。

移住・定住の推進につきましては、空家の取得や改修に対する助成、U・Iターン希望者を対象とする産業体験事業、25歳同窓会の開催など、様々な事業に取り組むとともに、市内企業の見学会や、移住相談会の開催など、移住・定住希望者のニーズに応じた弾力性のある取組みを進めてまいります。

また、東京・大阪・広島で開催されるU・Iターンフェアや、相談会への参加、定住PRサイト「どがどが」や、ふるさと情報誌の内容を、いっそう充実し、「ふるさと大田」の魅力を伝える、効果的な情報発信を進めてまいります。

ふるさと納税につきましては、自主財源の確保という観点から、多くの皆様に「ふるさと寄附金」としてご寄附いただけるよう、その使い道を分かりやすくお示しするとともに、お礼の品としてお送りする本市の特産品のPRや、販売拡大などによる地域経済の活性化の観点からも、積極的なPRを続けてまいります。

行財政改革につきましては、厳しい財政状況の中、多様化・高度化する市民ニーズや、行政課題に的確に対応するため、「第3次大田市行財政改革推進大綱」並びに「実施計画」に基づき、全庁を挙げて取り組んでいます。

また、本大綱は、新年度が最終年度となることから、次代に即した新しい視点を取り入れた、第4次となる大綱を策定してまいります。

使用料及び手数料につきましては、「見直しに係る基本方針」に基づき、適正な受益者負担のあり方と、算定方法の明確化を図る中で、減免規定を統一し、本年10月1日より、消費税等の改定とあわせて、適正な料金改定を実施してまいります。

公共施設の適正化につきましては、施設ごとに検討時期を定めた「適正化ロードマップ」に基づき、将来を見据え、必要な行政サービス水準を確保しながらも、施設総量の縮減につながるような検討を、市民の方々と一緒に進めてまいります。

また、利用目的を終え、用途を廃止した建物など、未利用となった市有財産につきましては、先に定めました「市有財産処分利活用方針」に基づき、処分や利活用を図ってまいります。

働き方改革につきましては、市といたしましても、職員の心身の健康保持、総人件費の縮減の観点から、長時間労働の是正に取り組む必要があります。

新年度は、新たな業務改善の手法として、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）導入のための実証実験を行うとともに、事務作業の軽減・効率化に向けた情報収集を行い、具体的な取組みを検討してまいります。

あわせて、時間外勤務を含む労働時間を職場内で共有するなどし、職員同士の助け合いにより、効率的な事務事業の実施につながるよう、職員の意識付けを行ってまいります。

また、再来年度に導入が予定されている会計年度任用職員制度につきましては、非正規職員の処遇改善を基本とした法改正の趣旨に基づき、制度設計を行うとともに、効率的かつ効果的な市民サービスの提供ができる、人員配置を検討してまいります。